

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十八年三月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	総合病院 福島 生協病院	広島市西区都町 42 番 7 号	名称	広島中央保健生活協 同組合 福島生協病 院
			所在地	広島市西区福島町一 丁目 24 番 7 号
病院	水永病院	福山市南蔵王町四丁 目 16-16	名称	水永リハビリテー ション病院
老人ホーム	おうぎの里	東広島市志和町志和 東 1201 番地 1	所在地	東広島市志和町志和 東 3976 番地 1